

令和5（2023）年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

改正のポイント

中小企業の1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が「25%以上」から「50%以上」に引き上げになります。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

令和5（2023）年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げ対象となります。

「中小企業」に該当するか否かは、右表の又はを満たすかどうかで「企業単位」で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



1 給与計算システムの改修

給与計算システム等を使用している場合は、割増賃金率の設定を改修する必要があります。

2 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則（賃金規程）の変更が必要となる場合があります。
「モデル就業規則」も参考にしてください。

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- （以下、略）

厚生労働省ホームページ
モデル就業規則



3 代替休暇の導入

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

◆ ご相談、ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は労働局監督課へお尋ねください。

監督署	所在地	電話番号
福島	福島市霞町1-46（福島合同庁舎1階）	024-536-4611
郡山	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370
いわき	いわき市平字堂根町4-11（いわき地方合同庁舎4階）	0246-23-2255
会津	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
須賀川	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
白河	白河市字郭内1-136（白河小峰城合同庁舎5階）	0248-24-1391
喜多方	喜多方市諏訪91	0241-22-4211
相馬	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
富岡	双葉郡富岡町中央2-104	0240-22-3003